

受 領 書

株式会社河本総合防災

代表取締役 河本 伊久雄 殿

一金 635,448 円

ただし、東日本大震災に関する、県内の災害復旧及び復興事業に対する寄附金として上記の金額を受領いたしました。

令和5年1月26日

宮城県知事 村 井 嘉 浩



拝啓 向春の候ますます御清祥のこととお慶び申し上げます。

県政運営につきましては、日頃格別の御理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、お申し出のございました東日本大震災に係る寄附金につきましては、心から感謝を申し上げ、お受けいたしますとともに、宮城県内の災害復興のため有効に活用させていただきます。

私もふるさと宮城を再興するため、県民の皆様と共に手と手を携えて全力で復興に取り組んでまいり所存です。

今後とも、県政の推進につきましては、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

令和5年2月6日

株式会社河本総合防災

代表取締役 河本 伊久雄 殿

宮城県知事 村井 嘉浩

令和5年1月31日

拝啓

平素から赤十字事業につきまして格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

このたびは、義援金にご協力いただき誠にありがとうございました。

お寄せいただきましたご寄付は、ご趣旨に沿い、被災された方々のため、被災都道府県に設置された義援金配分委員会に全額送金いたします。

今般のご寄付に対しまして受領証を送付いたしますのでご査収ください。

今後とも赤十字事業へのご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

敬具

日本赤十字社

－ご案内－

受領証の迅速な発行、発送費用の削減によるご寄付の有効活用のため、平成29年7月から受領証をはがきタイプに変更いたしました。

ご理解のほど、何卒お願い申し上げます。

〈ご留意事項〉

・受領証は、確定申告の際「免税証明書」としてご利用いただけますので、紛失しないよう大切に保管してください。

日本赤十字社の活動につきましては、随時、ホームページに掲載しております。ホームページアドレス <https://www.jrc.or.jp/>

受領証

第 G297-50016952 号

株式会社 河本総合防災 様

¥150,000-

但 令和4年8月3日からの大雨災害義援金として

ご協力いただいたこの義援金は、被災地の義援金配分委員会に全額送金されます。本受領証（再交付）の発行をもって、郵便局からの払込票兼受領証、ATMのご利用明細等の「寄附金控除を受けるための証明書」は、無効となります。

（注）この受領証記載の金額は、個人については、所得税法第78条第2項第1号に規定する寄附金、地方税法第37条の2第1項第1号及び第314条の7第1項第1号に規定する寄附金（ふるさと寄附金）、法人については、法人税法第37条第3項第1号の規定に基づく寄附金に該当します。

上記の通り受領しました。

令和5年1月26日

日本赤十字社

社長 清家 篤



〒105-8521 東京都港区芝大門1-1-3
TEL 03-3437-7081